



# 誓約書

令和 年 月 日

日本弁理士会会長 殿

申請人

自宅住所

氏 名 印

(自署)

生年月日 年 月 日

私は、弁理士法第八条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号及び同法附則第三条の規定に該当しないことを誓約いたします。

弁理士法第八条及び附則第三条（抜粋）

（欠格事由）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。

- 禁錮以上の刑に処せられた者
- 前号に該当する者を除くほか、第78条から第81条まで若しくは第81条の3の罪、特許法第196条から第198条まで若しくは第200条の罪、実用新案法第56条から第58条まで若しくは第60条の罪、意匠法第69条から第71条まで若しくは第73条の罪又は商標法第78条から第80条まで若しくは同法附則第28条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 前2号に該当する者を除くほか、関税法第108条の4第2項（同法第69条の2第1項第3号及び第4号に係る部分に限る。以下この号において同じ。））、第3項（同法第108条の4第2項に係る部分に限る。））若しくは第5項（同法第69条の2第1項第3号及び第4号に係る部分に限る。））、第109条第2項（同法第69条の11第1項第9号及び第10号に係る部分に限る。以下この号において同じ。））、第3項（同法第109条第2項に係る部分に限る。））若しくは第5項（同法第69条の11第1項第9号及び第10号に係る部分に限る。））若しくは第112条第1項（同法第108条の4第2項及び第109条第2項に係る部分に限る。））の罪、著作権法第119条から第122条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第51条第1項若しくは第52条の罪又は不正競争防止法第21条第1項、第2項第1号から第5号まで若しくは第7号（同法第18条第1項に係る部分を除く。））第3項若しくは第4項の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

四 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者

五 第23条第1項の規定により登録の取消しの処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者

六 第32条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者

七 弁理士法（昭和24年法律第205号）若しくは外国弁理士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号）、公認会計士法（昭和23年法律第103号）又は税理士法（昭和26年法律第237号）の規定による懲戒処分により、弁理士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分の日から3年を経過しないもの

八 第32条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中にその登録が抹消され、当該期間を経過しない者

九 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

十 破産者で復権を得ないもの

（欠格事由に関する経過措置）

第3条 新法第8条第2号（商標法附則第28条の罪に係る部分を除く。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する刑に処せられた者について適用し、施行日前に旧法第5条第2号に規定する刑に処せられた者の当該刑に係る欠格事由については、なお従前の例による。

2 新法第8条第2号（商標法附則第28条の罪に係る部分に限る。）及び第3号の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者について適用する。

3 新法第8条第4号及び第7号の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第5条第3号に規定する処分を受けた者の当該処分に係る欠格事由については、なお従前の例による。

(H28.1.1 現在)